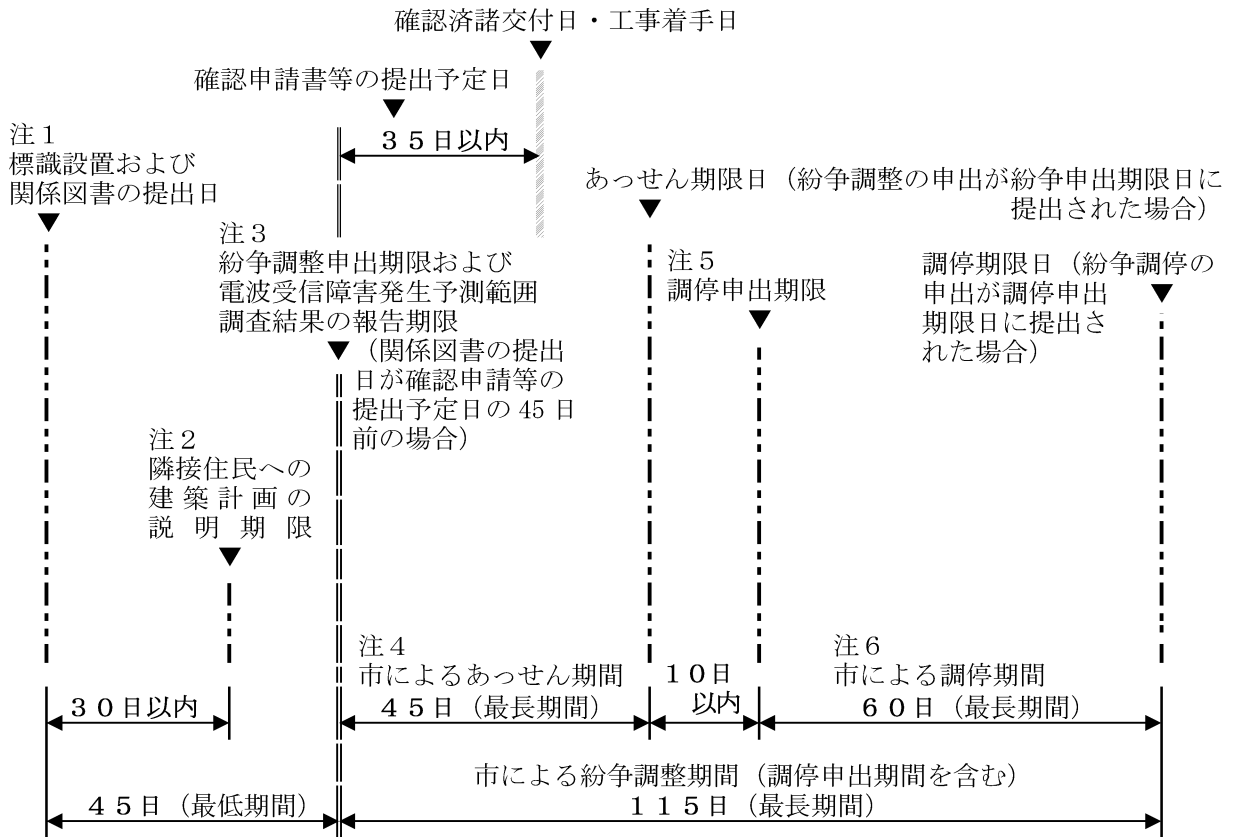


条例に基づく手続き

(1) 手続フロー



- 注1) 建築主は、建築の確認申請等をしようとする日の45日までに、中高層建築物を建築しようとする敷地の見やすい場所に、建築計画の概要を記載した標識を設置するとともに、市に建築計画の概要を記載した関係図書を届け出なければなりません。
- 2) 原則として建築計画の概要を記載した関係図書を市に届け出た日から30日以内に、建築主は、設計者等と協力して隣接住民に建築計画について説明（戸別訪問等による説明）しなければなりません。また、近隣関係住民から建築計画の説明を求められた場合も、建築計画について説明（戸別訪問等による説明）しなければなりません。なお、建築主等は、近隣関係住民からの説明要望には随時対応していただきます。
- 3) 日照等の問題が発生し、建築主等と近隣関係住民との自主解決が困難な場合は、市に紛争の調整を申し出ることができます。ただし、紛争の調整の申し出は、建築計画の概要を記載した関係図書を市に届け出した日から45日以内になければなりません。建築主等は、建築計画の概要を記載した関係図書を市に届け出した日から45日以内にテレビ電波受信障害発生予測範囲調査の結果を、市に報告しなければなりません。
- 4) 紛争の調整の申し出があったときは、市は問題の解決に向けて「あっせん」を行います。
- 5) 「あっせん」にて解決ができなかった場合は、「あっせん」を打ち切った日から10日以内に、当事者は、市に「調停」の開始を申し出ることができます。
- 6) 「調停」は当事者双方の申し出により行います。当事者の一方からの申し出の場合は、市は、もう一方の当事者に「調停移行の勧告」を行い、その当事者が移行勧告を受諾した場合に「調停」を行います。

(2) 用途地域別手続一覧表（第7～10条，第13～23条）

地域等		手続項目	標識 設置	隣接住民 への説明	説明要望 への対応	市への 届 出	紛争 調整
第1・2種低層，第1・2種中高層， 第1・2種住居，準住居地域， 近隣商業地域			○	○	○	○	○
商業 地域	都市景観形成地域 および 観光地区		○	○	○	○	○
	都市景観形成地域 および 観光地区を除く地域		○	×	○	○	×
準工業地域，工業地域			○	○	○	○	○
工業専用地域			○	×	○	○	×
西桔梗南地区地区整備計画区域， 臨港地区， 特別工業地区，特別業務地区			○	×	○	○	×

※ 国，北海道または函館市等の建築主事を置く行政庁が建築する中高層建築物については，紛争調整は全ての地域で対象外となり，他の手続項目については，上の表のとおりとなります。